

各法人制度対比表

類型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定NPO法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
根拠法 名称	民法 社団法人・財団法人 (34ノ2)	特定非営利活動促進法 (特定非営利活動法人(4) (NPO法人))	租税特別措置法施行令 規定なし	宗教法人法 規定なし	私立学校法 等 学校法人(65)	医療法 医療法人(40)	更生保護事業法 更生保護法人(4)	社会福祉法 社会福祉法人(23)	中間法人法 有限責任中間法人(8) 無限責任中間法人(8)
目的	定義・目的 一不特定多数の者の利益の実現(公益目的の禁止又は制限) 二宗教活動・政治活動の禁止又は制限	○特定の活動(別表に掲げる活動)に該当する活動であって、不特定多数のものに利益の増進に寄与することを主たる目的とするもの(2) ○宗教の教義を弘め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主目的とするものでない(2Ⅱ④イ) ○政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主目的とするものでない(2Ⅱ④ロ) ○特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主目的とするものでない(2Ⅱ④ハ)	同左 ○公益活動等の規模の制限あり(租税特例措置法施行令(以下「租特令」)39の22を主たる目的とする団体(2Ⅰ②)) 同左 ○次の活動を行っていない(租特令39の22の2Ⅰ④イ) ①宗教の教義を弘め、儀式行事を行い、信者を教化育成すること ②政治上の主義を推進・支持し又はこれに反対すること ③特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること	○宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体(2) 規定なし	○私立学校の設置を目的とする法人(3) 規定なし	○病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする法人又は財団(39Ⅰ) 規定なし	○更生保護事業を営むことを目的とする法人(2Ⅵ) 規定なし	○社会福祉事業を行うことを目的とする法人(22) 規定なし	○社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団(2①) 規定なし
事業内容	○祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する事業を行うが(34)、行いうる事業を具体的に制限する規定はない ○収益事業(指導監督基準)	○特定非営利活動に係る事業(保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進等(法別表)) ○特定非営利活動に係る事業以外の事業(5Ⅰ)	同左	○宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること(2) ○公益事業(6Ⅰ) ○公益事業以外の事業(6Ⅱ)	○私立学校の設置(3) ○収益事業(26Ⅰ)	○病院、診療所又は介護老人保健施設の開設(39Ⅰ) ○医療関係者の養成等又は再教育、医学等に関する研究所の設置等(42Ⅰ) ○(特別医療法人の場合)厚生労働大臣が定める業務(収益業務)(42Ⅱ) 規定なし	○更生保護事業(2) ○公益事業(6Ⅰ) ○収益事業(6Ⅰ)	○社会福祉事業(22) ○公益事業(26Ⅰ) ○収益事業(26Ⅰ)	規定なし(格別の制限はなく、公益的事業や収益事業を行うことは妨げられない)
事業	一公益性を有する事業(以下「公益事業」)の要件 ○外の事項に適合しなければならない(指導監督基準) ①当該法人の目的に照らし適切な内容の事業であること ②事業内容が定款・寄附行為上具体的に明確であること ③営利企業として行うことが適当な事業を主としないこと	○特定非営利活動に係る事業等の内容が、定款上具体的に明確に記載されていること(NPO法の運用方針について、以下「運用方針」) ○特定非営利活動事業に係る支出規模は、設立当初の事業年度・初年度とともに出額の2分の1以上(運用方針)	同左	○公益事業を実施可能(6Ⅰ)	○私立学校の設置(3)	規定なし	○その営む更生保護事業に支障がない限り、公益事業を実施可能(6Ⅰ)	○その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を実施可能(26Ⅰ)	規定なし
業	一収益事業の要件 ○公益事業の推進に資するもので、公益事業を営むのに必要な経費の増徴、公益法人としての社会的信用を傷つけないものにつき実施可能(指導監督基準)	○特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業を実施可能。収益を生じた場合、当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない(5Ⅰ) ○その他の事業の収益は、設立当初の事業年度・初年度ととも特定非営利活動に係る会計に全額繰り入れられていること ○その他の事業において、設立当初の事業年度・初年度ととも赤字計上されていないこと(運用方針)	同左	○目的に反しない限りの教育、公益事業以外の事業を実施可能で、収益を生じたときは、当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益となればならない(6Ⅱ)	○設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため収益事業を実施可能(26Ⅰ) ○収益事業の種類は、私立学校審議会等の意見も聴いて所轄庁が定める(26Ⅱ) ○収益事業の実施に必要(30)	○(特別医療法人の場合)開設する病院、診療所等の業務に支障のない限り、その収益を当該特別医療法人の経営に充てること、厚生労働大臣が定める業務を実施可能(42Ⅱ)	○その営む更生保護事業に支障がない限り、その収益を更生保護事業に充てることを目的とする収益事業を実施可能(6Ⅰ)	○その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業の経費に充てることを目的とする収益事業を実施可能(26Ⅰ)	規定なし

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
事業	公益事業の割合	○公益事業の規模は総支出額の2分の1以上(指導監督基準)	○特定非営利活動に係る事業の支出規模が2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合、報告徴収等の対象となり得る(運用方針)	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	付随事業に伴う利益の公益事業への使用	○収益事業の利益は、可能な限りその2分の1以上を公益事業に使用すること(指導監督基準)	○特定非営利活動に係る事業以外の事業により収益を生じた場合は、当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない(51) ○その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業の総収入に占める割合が50%未満(運用方針)	同左	同左	○公益的事業以外の事業から収益を生じ、当該収益を宗教法人等又は公益事業のために使用しなければならない(611)	○その収益を更生保護事業又は公益事業の目的とする事業(収益事業)を実施可能(61)	○その収益を社会福祉事業又は公益事業の目的とする事業(収益事業)を実施可能(261)	規定なし
	受入寄附金の使途	規定なし	規定なし	○受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てていること(租特令39の22の21④二)	規定なし	規定なし	○更生保護事業を営む者等は、寄附金を募集しようとするとき、募集の期間、使途等を明らかにした書面を都道府県知事等に提出して許可を受けなければならない(601)	○社会福祉事業を営む者等は、寄附金を募集しようとするとき、募集の期間、使途等を明らかにした書面を都道府県知事等に提出して許可を受けなければならない(731)	規定なし
	共益活動等の規模	規定なし	○その他の事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の2以上である場合、報告徴収等の対象となり得る(運用方針)	○事業活動のうち次の活動が占める割合が50%未満(租特令39の22の21②) ①会員等に対する資産の譲渡等又は会員等が対象の活動 ②特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ③特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発等の活動 ④特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
設立関係	設立主義	許可主義(34)	認証主義(101)	同左	認証主義(121)	認可主義(31)	認可主義(441)	認可主義(10)	認可主義(31)
	設立手続の概要	○定款、寄附行為の作成(37、39) ○主務官庁の許可(34) ○設立登記(45)	○定款等法定書類の作成(101、111) ○所轄庁に対する認証の申請(101) ○申請に係る公告、縦覧(101) ○所轄庁による設立の認証(101、12) ○設立登記(7、13、組合等登記令31) ○設立登記完了届出書の提出(1311)	同左	○規則の作成(121) ○規則案の要旨の公告(1211) ○所轄庁に対する認証の申請(13) ○所轄庁の認証(121、14) ○設立登記(15、52)	○寄附行為の作成(301) ○所轄庁に対する認可の申請(301) ○所轄庁の認可(31) ○設立登記(28、33、組合等登記令31)	○定款又は寄附行為の作成(441) ○都道府県知事に対する認可の申請(医療法施行規則31) ○都道府県知事の認可(441、45) ○設立登記(43、46、組合等登記令31)	○申請書及び定款の作成(10、111) ○法務大臣に対する認可の申請(10) ○法務大臣の認可(10、12) ○設立登記(8、14、組合等登記令31)	○定款の作成(311) ○所轄庁に対する認可の申請(社会福祉法施行規則2) ○所轄庁の認可(31、32) ○設立登記(28、34、組合等登記令31)
社員	設立無効等の訴え	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定あり(22)
	最低人数	規定なし(2人以上) ○出資義務・持分なし ○地位の譲渡性なし ○社員たる資格の得喪に関する規定一定款による(37⑥)	○10人以上(121④) ○出資義務・持分なし ○地位の譲渡性なし ○社員たる資格の得喪に関する規定一定款による(111⑤)(不当な条件を付さないこと(211①イ))	同左	規定なし	規定なし	○社団医療法人には、持分のあるものとなないものが存在 ○地位の譲渡性なし ○(社団医療法人の場合)社員たる資格の得喪に関する規定一定款による(441⑦)	○2人以上(101) ○出資義務・持分なし ○地位の譲渡性なし ○社員たる資格の得喪に関する規定一定款による(101④)	○2人以上(101) ○出資義務・持分なし ○地位の譲渡性なし ○社員たる資格の得喪に関する規定一定款による(101④)
責任	規定なし(有限責任)	規定なし(有限責任)	同左				規定なし(社団にあっては有限責任)		規定なし(有限責任)

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
財産の基盤	○設立目的の達成等のため、健全な事業活動を維持するために必要な財物的基盤を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない ○設立目的の達成に必要な会費収入及び財産運用収入等があること ○基本財産の管理運用は、固定資産の常時的な運用益が得られ、利用価値が生ずる方法で行うこと ○運用財産の管理運用は、元本が回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行うこと ○長期借入を行う場合、貸金及び利息の承認を受ける等の措置をとること(指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	○学校法人は、その設置する私立学校に備える必要な施設及び要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要ないかなければならない(25)	○医療法人は、その業務を行うに必要な財産を有しなければならない(41 Ⅰ) ○病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その財産の総額の百分の三十(特別医療法人にあっては百分の三十)に相当する額以上の自己資本を有しなければならない(医療法施行規則 30 の 34)	○更生保護法人は、更生保護事業を営むために必要な資産を備えなければならない(5)	○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない(25)	○最低基金総額 300 万円を下回ってはならない(12)
位置付け	○最高意思決定機関(63)	○最高意思決定機関(30(民法 63 準用))	同左			○最高意思決定機関(68(民法 63 準用))			○基本的意思決定機関(28)
社員 総会	○表決権：各社員に平等(定款に別段の定めがある場合を除く)(65 Ⅰ・Ⅲ) ○通常総会：少なくとも年に 1 回開催(60) ○招集権者：理事(60、61) ○招集手続：少なくとも 5 日前に会議の目的の事項を示し、定款に定めた方法に従って行う(62) ○総会の成立要件及び議決要件等を定めること(指導監督基準) ○社員の意向が正当に反映されるような措置をとること(指導監督基準)	○表決権：各社員に平等(定款に別段の定めがある場合を除く)(30(民法 65 Ⅰ・Ⅲ 準用)) ○通常総会：少なくとも年に 1 回開催(30(民法 60 準用)) ○招集権者：理事(30(民法 60、61 準用)) ○招集手続：少なくとも 5 日前に会議の目的の事項を示し、定款に定めた方法に従って行う(30(民法 62 準用))	同左			○表決権：各社員に平等(定款に別段の定めがある場合を除く)(68(民法 65 準用)) ○通常総会：少なくとも年に 1 回開催(68(民法 60 準用)) ○招集権者：理事(68(民法 60、61 準用)) ○招集手続：少なくとも 5 日前に会議の目的の事項を示し、定款に定めた方法に従って行う(68(民法 62 準用))			○議決権：社員は各 1 個(定款で別段の定め可)(33) ○定時社員総会：毎年 1 回一定の時期に開催(29 Ⅲ) ○招集権者：原則として理事(29 Ⅰ) ○招集手続：原則として社員総会の日から 1 週間前までに招集通知を発する(31) ○議事録作成義務、議長・出席理事の署名義務あり(35) ○原則として総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数で議決(34 Ⅰ)
理事の人数	○1 人又は数人(52 Ⅰ) ○法人の事業規模、事業内容等法人の定款からみて適正な数とし、上席と下席の区分が不適当でないこと(指導監督基準)	○3 人以上(15)	同左	○3 人以上の責任役員(18 Ⅰ)	○5 人以上(35 Ⅰ)	○原則 3 人以上(46 の 2 Ⅰ)	○5 人以上(16)	○3 人以上(36 Ⅰ)	○1 人又は数人(39)
理事の選任	○社員の選挙は総会、財団の理事は原則として評議員会で選任(指導監督基準)	規定なし	同左	○規則で記載(12 Ⅴ ⑤)	○寄附行為の定めるところにより選任(私立学校の校長及び評議員会から選出された者を含める)(38 Ⅰ・Ⅱ) ○理事又は監事には選任の原現に当該法人の役員又は職員(当該法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む)でない者が含まれるようにしなければならない(38 Ⅴ、Ⅵ)	○開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者は原則として理事となる(47)	規定なし	規定なし	○社員総会で選任(40)
理事の任期	○原則 2 年(指導監督基準)	○2 年以内において定款で定める期間(24 Ⅰ)	同左	○規則で記載(12 Ⅴ ⑤)	規定なし	規定なし	○3 年以内において定款で定める(24)	○2 年を超えることはできない(36 Ⅱ)	○2 年(最初の理事は 1 年)(定款により短縮等可能)(41)

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
後任理事の選任	○後任理事の選任は速やかに 行うものとし、後任理事選任 までの間は現行理事が職務を 行うことと定めること（指 導監査基準）	○理事定数の3分の1を 超える者が欠けたとき、 遅滞なく補充（22）	同左	規定なし	○理事定数の五分の 一を超える者が欠けた ときは一月以内に 補充（40）	○理事定数の五分の 一を超える者が欠けた ときは一月以内に 補充（49）	○理事定数の三分の 一を超える者が欠けた ときは遅滞なく補 充（23）	○理事定数の三分の 一を超える者が欠けた ときは遅滞なく補 充（37）	規定なし
法人との関係	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	委任（43 I）
権限	○理事が事務執行（52）、代 表（53） ○理事の代理権に加えられた 制限は善意の第三者に対抗す ることができない（54）	○理事が業務執行（17）、 代表（16） ○理事の代理権に加えら れた制限は善意の第三者 に対抗することができな い（30（民法54準用））	同左	○責任役員が事務執 行（18 IV、19） ○代表役員が代表（18 III）	○理事長が法人を代 表し、業務を総理（37 I） ○理事は、寄附行為 の定めるところによ り、法人を代表。理 事長を補佐して法人 の業務を掌理（37 II）	○理事が事務執行（68 （民法52 II準用）） ○理事長が代表（46 の3 III）	○理事が業務執行 （18） ○理事長が代表（17 I）	○理事が業務執行 （39）、代表（38）	○理事が業務執行 （44）、代表（45 I） ○理事が数人あると きは、原則として各 自代表。ただし、定 款、定款の規定に基 づく理事の互選、社 員総会の決議による 代表すべき者の定め 可（45 II） ○理事の代表権に加 えられた制限は善意 の第三者に対抗する ことができない（45 V）
責任	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○法人に対する責任 （47） ○第三者に対する責 任（48）
取引制限	○法人と理事との利益相反取 引に関しては理事は代理権を 有せず、特別代理人を選任す る必要あり（57）	○法人と理事との利益相 反取引に関しては理事は 代理権を有せず、特別代 理人を選任する必要あり （30（民法57準用））	同左	○代表役員は、法人 と利益が相反する代 表権を有せず、仮代表 役員を選任する必要 あり（21 I） ○責任役員は、当該 役員と特別の利害関 係がある事項につ いては、議決権を有 せず、仮責任役員を 選任する必要あり（21 II）	○法人と理事との利 益相反取引に関して は理事は代理権を有 せず、特別代理人を 選任する必要あり（49 （民法57準用））	○法人と理事との利 益相反取引に関して は理事は代理権を有 せず、特別代理人を 選任する必要あり（68 （民法57準用））	○法人と理事長との 利益が相反する事項 については、理事長 は、代表権を有しな い（25）	○法人と理事との利 益相反取引に関して は理事は代理権を有 せず、特別代理人を 選任する必要あり（45 （民法57準用））	○法人と理事との利 益相反取引をするに は社員総会の承認を 得なければならない （46）
理事構成の制限	○理事のうち、同一の親族、 特定の企業との関係者、所 属する自治体の出身者が占める割合 は、それぞれ理事総数の 分の1以下。また、同一の業 界の関係者が占める割合は、 2分の1以下（指導監査基準）	○それぞれの役員につ いて、その配偶者若しくは 三親等以内の親族が1人 を超えて含まれ、又は当 該役員並びにその配偶者 及び三親等以内の親族が、 役員3分の1を超えて 含まれないこと（21）	同左 ○運営組織に関して、 次のいずれの割合も 3分の1以下（租特 令39の22の2 I ③ イ） ①親族等で構成する グループの人数／ 役員又は社員の数 ②特定の法人等の役 員又は使用人で構 成するグループの 人数／役員又は社 員の数	規定なし	○理事となる者に私 立学校の校長、学校 法人の評議員のうち から選任された者を 含むこと（38 I・II） ○各役員について、 その配偶者又は三親 等以内の親族が一人 を超えて含まれない こと（38 VII）	○理事長は、原則と して医師又は歯科医 師である理事のうち から選出（46の3 I） ○開設するすべての 病院、診療所又は介 護老人保健施設の管 理者は原則として理 事に選任（47） ○（特別医療法人の 場合）各役員につ いて、その役員、その 配偶者及び三親等以 内の親族が役員総数 の二分の一を超えて 含まれないこと（42 II ①）	○それぞれの役員に ついて、当該役員、 その配偶者及び三親 等内の親族が役員総 数の三分の一を超え て含まれないこと （22）	○各役員について、 その役員、その配偶 者及び三親等以内の 親族が役員総数の二 分の一を超えて含ま れないこと（36 III）	規定なし
理事報酬等の制限	○常勤理事の報酬及び退職金 等は、当該法人の資産及び収 入の状況並びに民間の給与水 準と比べて不当に高額に達し ないものとする（指導監 査基準）	○役員のうち報酬を受け る者の数が、役員総数の 3分の1以下であること （2 II ①ロ）	同左 ○役員、社員等に対 し、特別の利益を与 えないこと（租特令 39の22の2 I ④ロ）	規定なし	規定なし	○（特別医療法人の 場合）法人の設立者、 役員等や社員又はこ れらの者の親族等に対 し、施設の利用、 金銭の貸付け、資産 の譲渡、給与の支給 等に関して特別の利 益を与えないもので あること（施行規則 30の35 I ⑤）	規定なし	規定なし	○理事報酬は、定款 に額を定めなかった ときは、社員総会の 決議で定める（43 II）

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
理事制度	役員報酬関連情報	規定なし	○役員名簿に、前事業年度において役員であったことがある者全員について前事業年度における報酬の有無を記載(28 1)	同左 ○役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程の閲覧(租特令 39 の 22 の 2 1 ⑤)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
理事会制度	理事会の設置等	○指導監督基準は理事会の設置を前提とした基準を規定	規定なし	同左	規定なし	○理事をもって組織する理事会を設置(36 1) ○法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督(36 11)	規定なし	規定なし	規定なし
	理事会の成立要件及び議決要件	○理事会の成立要件、議決要件を定めること(指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	○理事の過半数の出席を定足数とし、審判行為に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数で議決(36 V、VI)	規定なし	規定なし	規定なし
監事制度	監事の人数	○定款、寄附行為又は協会の決議をもって1人又は数人の監事を置くことができる(任意)(58) ○1名以上(指導監督基準)	○1人以上(必置)(15)	同左	規定なし	○2人以上(必置)(35 1)	○1名以上(必置)(46 の 2 1)	○1人以上(必置)(36 1)	○1人又は数人(必置)(51)
	監事の選任	○社団の監事は総会、財団の監事は原則として評議員会で選任(指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	○評議員会の同意を得て、理事長が選任(38 IV) ○理事又は監事には選任の際現に当該法人の役員又は職員(当該法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む)でない者が含まれるようにしなければならない(38 V、VI)	規定なし	規定なし	○社員総会において選任(52 1)
任期	監事の任期	○原則2年(指導監督基準)	○2年以内において定款で定める期間(24 1)	同左	規定なし	規定なし	規定なし	○3年以内において定款で定める(24)	○2年を超えることはできない(36 11) ○就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまで(53 1) ○最初の監事の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結のときまで(53 11)
	兼任監事の選任	○兼任監事の選任は適やかに行うものとし、兼任監事選任までの間は現行監事が職務を執行することと定めること(指導監督基準)	○監事定数の三分の一を超える者が欠けたときは遅滞なく補充(22)	同左	規定なし	○監事定数の五分の一を超える者が欠けたときは一月以内に補充(40)	規定なし	○監事定数の三分の一を超える者が欠けたときは遅滞なく補充(23)	○監事定数の三分の一を超える者が欠けたときは遅滞なく補充(37)
法人との関係	権限等	規定なし ○財産状況監査、業務監査(59 ①②) ○社員総会又は主務官庁報告義務(59 ③) ○社員総会招集権(59 ④)	規定なし ○業務監査、財産状況監査(18 ①②) ○社員総会又は所轄庁報告義務(18 ③) ○社員総会招集権(18 ④) ○理事に対する意見陳述(18 ⑤)	同左 同左	規定なし 規定なし	規定なし ○財産状況監査、業務監査(37 Ⅲ ①②) ○毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会へ提出(37 Ⅲ ⑤) ○所轄庁又は理事会及び評議員会報告義務(37 Ⅲ ④) ○評議員会招集権(37 Ⅲ ⑥) ○理事に対する意見陳述(37 Ⅲ ⑥)	規定なし ○財産状況監査、業務監査(19 ①②) ○社員総会又は主務官庁報告義務(19 ③) ○社員総会招集権(19 ④) ○理事に対する意見陳述(19 ⑤)	規定なし ○業務監査、財産状況監査(40 ①②) ○評議員会又は所轄庁報告義務(40 ③) ○評議員会招集権(40 ④) ○理事に対する意見陳述(40 ⑤)	委任(54 1) ○業務監査(55 1) ○(事業遂行状況に係る)報告徴収・業務財産調査権(55 Ⅱ) ○社員総会提出議案等に対する調査義務及び社員総会報告義務(55 Ⅲ) ○監事の選任等に係る意見陳述(55 Ⅳ) ○理事の法令等違反に関する社員総会報告義務・総会招集権(55 V) ○差止請求権(55 VI) ○監査報告書作成義務(60 Ⅲ)

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
監 事 制 度	責任	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○法人に対する責任 (56) ○第三者に対する責任 (57)
	監事兼職禁止規定	○監事は専任を兼ねない (指導監督基準)	○理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない (19)	同左	規定なし	○理事、評議員又は学校の校長、教員その他の職員を含む)を兼ねてはならない (39)	○理事、評議員又は更生保護法人の職員を兼ねてはならない (20)	○理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない (41)	○理事又は有限責任中間法人の使用人は、監事となることができない (52 II)
	監事報酬等の制限	○活動監事の報酬及び退職金は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする (指導監督基準)	○役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること (2 II ①ロ)	同左 ○役員、社員等に対し、特別の利益を与えないこと (租特令 39 の 22 の 2 I ④ロ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○監事報酬は、定款に額を定めなかったときは、社員総会の決議で定める (54 II) ○監事が数人の場合、各監事の受ける額について定款の定め又は社員総会の決議がないとき、監事の協議で定める (54 III)
	役員報酬関連情報	規定なし	○役員名簿に、前事業年度において役員であったことがある者全員について前事業年度における報酬の有無を記載 (28 I)	同左 ○役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程の閲覧 (租特令 39 の 22 の 2 I ⑤ロ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
評 議 員 ・ 評 議 員 会 制 度	評議員及び評議員会	○財団には原則として評議員を置き、理事及び監事の選任機関や法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置く。 ○評議員は理事会が選任し、原則として理事・監事を兼ねない。 ○評議員・評議員会には理事・理事会の定数、任期等と同様の指図を課する (指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	○評議員会を置き、理事定数の二倍超の評議員で組織 (41 I・II) ○評議員会は評議員の過半数の出席により議事を開き、議事は出席評議員の過半数で決する (41 VI～VIII) ○寄附行為で記載 (30 I ⑦)	○評議員会を置くことができ、理事定数の二倍超の評議員で組織 (26 I・II) ○定款で記載 (11 I ⑨)	○評議員会を置くことができ、理事定数の二倍超の評議員で組織 (42 I・II) ○定款で記載 (31 I ⑨)	規定なし
	評議員構成の制限	○同一親族、特定の企業関係者、所管官庁出身者及び同一業界関係者が占める割合を、評議員会を実質的に支配しない程度とすること (指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	○評議員となる者に、職員から選任された者、卒業生から選任された者を含むこと (44)	規定なし	規定なし	規定なし
事務局・職員	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
代表訴訟	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○社員は法人に対し、書面によって理事及び監事の責任を追及する訴えの請求可 (49、58 III)
会計原則	○原則として、公益法人会計基準を適用 (指導監督基準、指導監督連絡会議決定)	○特定非営利活動促進法の規定による (27)	同左	規定なし	○原則として、学校法人会計基準を適用 (私立学校振興助成法 (以下「私学助成法」) 14 I)	規定なし	規定なし	規定なし	○企業会計原則を参照 (9 IV ① (商法32 準用))
区分経理	○収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にすることが必要 (運用指針)	○その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない (5 II)	同左	規定なし	○収益事業の会計は、学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない (26 III)	○収益業務に関する会計は、開設する病院等の業務等に関する会計から区分し、経理しなければならない (42 III)	○公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない (6 II)	○公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない (26 II)	規定なし

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人	
計算書類等	○財産目録の作成、事務所に備置(51) ○主たる事務所及び所管官庁に次の書類を備置、原則として一般の閲覧可(指導監督基準) ①事業報告書 ②収支計算書 ③正味財産増減計算書 ④貸借対照表 ⑤財産目録 ⑥事業計画書 ⑦収支予算書 ○各府省は所管法人に対し、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請(関係閣僚会議幹事会申合せ)	○次の書類を作成、主たる事務所に備置(28Ⅰ) ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ○社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させること(28Ⅱ) ○所轄庁に閲覧の請求をした場合に閲覧可(29Ⅱ)	同左 ○次の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること(租特令 39 の 22 の 2Ⅰ⑤) (Ⅰ)左記 NPO 法人の ①～④ (Ⅱ)助成金の支給内容等の書類の写し (Ⅲ)資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項等を記載した書類 (Ⅳ)寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類 ○次の書類について、国税庁長官に閲覧の請求をした場合に閲覧可(租特令 39 の 22 の 2Ⅷ、租税特別措置法施行規則 22 の 11 の 2ⅩⅨ) (Ⅰ)助成金の支給に係る書類 (Ⅱ)海外送金等に係る書類 (Ⅲ)財務省令で定める書類(事業報告書等)	○財産目録及び収支計算書の作成(25Ⅰ) ○次の書類を事務所に備置(25Ⅱ) ①財産目録、収支計算書及び貸借対照表 ②公益事業又は収益事業に関する書類 ○信者その他利害関係人であって閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的でないことを認められた者から請求があった場合には、閲覧させること(25Ⅲ)	○次の書類を作成(47Ⅰ、37Ⅲ)、各事務所に備置(47Ⅱ) ①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書 ⑤監査報告書 ○当該学校法人の設立する私立学校の設置する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由があることを除き、閲覧すること(47Ⅱ)	○次の書類を作成、各事務所に備置(52Ⅰ) ①財産目録 ②貸借対照表 ③損益計算書 ④収支計算書(収益事業については損益計算書) ○請求があった場合には、閲覧請求可(52Ⅱ)	○次の書類を作成、主たる事務所に備置(29Ⅰ) ①事業成績書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書(収益事業については損益計算書) ○請求があった場合には、閲覧させること(29Ⅲ)	○次の書類を作成(44Ⅰ、44Ⅳ)、各事務所に備置(44Ⅳ) ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤監事の意見を記載した書面 ○当該社会福祉法人が提供する福祉サービスその他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させること(44Ⅳ)	○次の書類を作成(59Ⅰ、60Ⅲ)、主たる事務所に備置(61Ⅰ) ①貸借対照表 ②損益計算書 ③事業報告書 ④剰余金の処分又は損失の処理に関する議案 ⑤附属明細書 ⑥監査報告書 ○社員及び債権者は閲覧又は謄本・抄本の交付請求可(61Ⅱ) ○総社員議決権の10分の1以上を有する社員は、会計帳簿及び会計書類の閲覧又は謄写請求可(69)	
定款等	○(社団法人の場合)社員名簿の備置(51) ○主たる事務所及び所管官庁に次の書類を備置、原則として一般の閲覧可(指導監督基準) ①定款又は寄附行為 ②役員名簿 ③(社団法人の場合)社員名簿 ○各府省は所管法人に対し、当該法人の役員名簿に以下に掲げる事項を付記するよう指導 (Ⅰ)各役員の名前・非常勤の別 (Ⅱ)国家公務員出身者である役員の名前 (関係閣僚会議幹事会申合せ) ○各府省は所管法人に対し、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請(関係閣僚会議幹事会申合せ)	○次の書類を作成(10Ⅰ、28Ⅰ) ①定款 ②役員名簿 ③社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面 ○上記②、③について主たる事務所に備置(28Ⅰ) ○上記①～③及び認証・登記に関する書類の写しについて、 (Ⅰ)社員その他の利害関係人に対し閲覧(28Ⅱ) (Ⅱ)所轄庁において閲覧(29Ⅱ)	同左 ○次の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること(租特令 39 の 22 の 2Ⅰ⑤) (Ⅰ)左記 NPO 法人の ①～③ (Ⅱ)役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程 ○次の書類について、国税庁長官に閲覧の請求をした場合に閲覧可(租特令 39 の 22 の 2Ⅷ、租税特別措置法施行規則 22 の 11 の 2ⅩⅨ) (Ⅰ)認定に係る申請書 (Ⅱ)財務省令で定める書類(寄附者の氏名・寄附金額を記載した書類等)	○次の書類を事務所に備置(25Ⅱ) ①規則及び認証書 ②役員名簿 ③境内建物に関する書類 ④責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿 ○信者その他利害関係人であって閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的でないことを認められた者から請求があった場合には、閲覧させること(25Ⅲ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○次の書類を主たる事務所に備置(68Ⅰ) イ定款 ロ社員名簿 ハ社員総会の議事録(その謄本) ニ商法253Ⅰの書類(その謄本) ○社員及び債権者は閲覧又は謄写請求可(68Ⅱ)

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
事業報告書の提出	○主務官庁による業務の監督 (67 I) ○主務官庁による監督上必要 な命令 (67 II)	○毎事業年度、事業報告 書等、役員名簿等及び定 款等を所轄庁に提出 (29 I)	同左 ○各事業年度、事業 報告書、受入寄附金等、境 内建物に関する書類等 等を所轄庁に提出 (25 IV) (私学助成法 14) (租特令 39 の 22 の 2 VII)	○毎会計年度の終了 後四月以内に役員名 簿、財産目録等、境 内建物に関する書類 等を所轄庁に提出 (25 IV)	○私学助成を受けて いる場合は、貸借対 照表、収支計算書 その他の財務計算に 関する書類、収支予 算書等を所轄庁に届 出 (私学助成法 14)	○毎会計年度の終了 後二月以内に決算を 都道府県知事に届出 (51)	規定なし	○毎会計年度の終了 後三月以内に、事業 概要等を、所轄庁に 届出 (59)	規定なし
報告徴収・立入検 査等	○主務官庁による監督上必要 な命令 (67 II) ○いつでも業務・財産状況を 検査 (67 III) ○少なくとも3年に1回以上の 立入検査 (関係関係令第4号 第4条)	○法令等違反の疑いがある と認められる相当な理 由があるとき、報告徴収 又は立入検査 (41)	同左	○公益事業以外の事 業を目的として行う こと、規則の認証要 件違反等の疑いある とき報告徴収・質問 (78 の 2)	○必要な報告書の提 出 (6) ○私学助成を受けて いる場合は、報告徴 収、質問、立入検査 (私学助成法 12 ①)	○業務又は会計が法 令・定款・寄付行為 等違反の疑い、運営 が著しく適正を欠く 疑いがあるとき、報 告徴収又は立入検査 (63)	○法律の施行に必要 な限度で、報告徴収 又は立入検査 (44)	○法令等の遵守を確 かめる必要があると きや、社会福祉法人 に対する助成の目的 が有効に達せられる ことを確保するための 報告徴収又は立入 検査 (56 I、58 II ①)	規定なし
改善命令	○主務官庁による監督上必要 な命令 (67 II)	○設立要件の不充足、法 令等違反、又は運営が 著しく適正を欠くと 認められるとき、所 轄庁による改善命令 (42)	同左	規定なし	○法令の規定に適合 しない場合、必要な 措置をとるよう命令 (学校教育法 4 III) 等	○業務又は会計が法 令・定款・寄付行為 等違反の疑い、運営 の不適正のとき、所 轄庁は期限を定めて 必要な措置をとる よう命令 (64 I)	○法令等違反、運営 の不適正のとき、法 務大臣は期限を定め て必要な措置をと るよう命令 (41 I)	○法令等違反、運営 の不適正のとき、所 轄庁は期限を定め て必要な措置をと るよう命令 (56 II)	規定なし
事業停止命令又は 役員の解職勧告	○主務官庁による監督上必要 な命令 (67 II)	規定なし	同左	○次の場合、所轄庁 による公益事業以外 の事業の停止命令 (79) ①公益事業以外の事 業を目的として行 うこと、規則の認証 要件違反等の疑い があるとき、所轄 庁による公益事業 の停止命令 (79) ②収益を当該宗教 法人等の公益事業 のために使用せず 、役員の解職勧告 についての規定なし	○次の場合、所轄庁 による収益事業の停 止命令 (61) ①寄付行為所定事業 の全部若しくは一 部の停止命令又は 役員の解任勧告 (64 II) ②次の場合、都道府 県知事による収益 事業の停止命令 (64 の 2) ①定款・寄付行為 所定事業以外の事 業を実施 ②収益業務から生 じた収益を病院等 経営に充てない ③収益業務の継続 が病院等の業務に 支障	○必要な措置命令 に従わないとき、都 道府県知事による 業務の全部若しく は一部の停止命令 又は役員の解職 勧告 (41 II) ○次の場合、法務大 臣による公益事業 又は収益事業の停 止命令 (42) ①定款所定事業以 外の事業を実施 ②収益事業からの 収益を更生保護事 業・公益事業以外 の目的に使用 ③公益事業・収益 事業の継続が更生 保護事業に支障	○必要な措置命令 に従わないとき、法 務大臣による業務 の全部若しくは一 部の停止命令又は 役員の解職勧告 (56 III) ○次の場合、所轄 庁は公益事業又は 収益事業の停止を 命ずることができる (57) ①定款所定事業以 外の事業を実施 ②収益事業からの 収益を社会福祉事 業・公益事業以外 の目的に使用 ③公益事業・収益 事業の継続が社会 福祉事業に支障	規定なし	
法人格取消し (解 散命令) (行政)	○法人が目的以外の事業を行 い又は設立許可を得た条件若 しくは主務官庁の監督上の命 令に違反した場合等において、 他の方法では監督目的を達 することができず、主務官庁 による許可取消し (71) ○正当な事由がなく引き続き 3年以上事業を行わないと き、主務官庁による許可取消 し (71)	○改善命令に違反した場合に、 他の方法では監督目的を達 することができず、又は3年以 上にわたって事業報告書等、 役員名簿等又は定款等の提出 を行わないとき、所 轄庁による認証取消し (43 I) ○法令等違反の場合に、 改善命令ではその改善を 期待することができず、他の 方法では監督目的を達す ることができず、所 轄庁による認証取消し (43 II)	同左	○規則等の認証要件 を欠いていることが 証明したとき、認証 書の交付から1年以 内に限り、所轄庁 による認証取消し (80)	○法令等違反の場合 において、他の方法 では監督目的を達 することができず、 所轄庁による解散 命令 (62)	○成立後又は休止・ 廃止後1年以上に病 院等を開設しない とき、又は再開し ないとき、都道府 県知事による設立 認可取消し (65) ○法令等違反の場合 において、他の方法 では監督目的を達 することができず、 都道府県知事によ る設立の認可取消 し (66)	○法令等違反の場合 において、他の方法 では監督目的を達 することができず、 又は正当な事由 がなく1年以上事 業を行わないとき、 法務大臣による解 散命令 (43)	○法令等違反の場合 において、他の方法 では監督目的を達 することができず、 又は正当な事由 がなく1年以上事 業を行わないとき、 所轄庁による解散 命令 (56 IV)	規定なし

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
監 督	解散命令 (司法)	規定なし	規定なし	同左	○裁判所は、次の事 由があると認めた とき、所轄庁・利害 関係人・検察官の請求 又は職権で解散命令 (81) ①法令に違反し、著し く公共の福祉を害す おそれがあること ②宗教団体の目的を著 しく逸脱した行為を した等	規定なし	規定なし	規定なし	○裁判所は、一定の 場合で公益を維持す るため法人存立を許 すことができないと き、法務大臣、社員、 債権者等の利害関係 人の請求により、解 散命令 (9 V (商法 58 準用)) ○裁判所は、法人の 事業遂行が著しく困 難な場合等であり、 がやむを得ない事由 があるとき、総社員の 議決権の 10 分の 1 以上の社員の訴えに より、解散命令 (83)
	解散事由	①定款又は寄附行為に定める 事由 ②法人の目的たる事業の成功 又は成功不能 ③破産 ④設立許可の取消し ⑤総会の決議 ⑥社員の欠亡 (⑤⑥は社団法人のみ) (68)	①社員総会の決議 ②定款で定めた解散事由の 発生 ③目的とする特定非営利 活動に係る事業の成功 の不能 ④社員の欠亡 ⑤合併 ⑥破産 ⑦設立認可の取消し (31 I)	同左	①任意解散 ②規則で定める解散 事由の発生 ③合併 ④破産 ⑤所轄庁の認証の取 消し ⑥裁判所の解散命令 ⑦宗教団体を包括す る宗教法人にあって は、その包括する 宗教団体の欠亡 (43 I、II)	①理事の 3 分の 2 以 上の同意及び寄附 行為で更に評議員 会の議決を要する ものと定められて いる場合には、そ の議決 ②寄附行為に定めた 解散事由の発生 ③目的たる事業の成 功の不能 ④学校法人等との合 併 ⑤破産 ⑥所轄庁の解散命令 (50 I)	＜社団法人医療法人＞ ①定款に定めた解散 事由の発生 ②目的たる業務の成 功の不能 ③総会の決議 ④他の医療法人との 合併 ⑤社員の欠亡 ⑥破産 ⑦設立許可の取消し (55 I) ＜財団法人医療法人＞ ア寄附行為に定めた 解散事由の発生 イ上記②④⑥⑦ (55 II)	①理事の 3 分の 2 以 上の同意及び定款 で更に評議員会の 議決を要するもの と定めている場合 には、その議決 ②定款で定めた解散 事由の発生 ③目的たる事業の成 功の不能 ④合併 ⑤破産 ⑥解散命令 (31 I)	①理事の 3 分の 2 以 上の同意及び定款 で更に評議員会の 議決を要するもの と定められている 場合には、その議 決 ②定款に定めた解散 事由の発生 ③目的たる事業の成 功の不能 ④合併 ⑤破産 ⑥所轄庁の解散命令 (46 I)
解 散	休眠法人に関する 規定	規定あり (71)	規定あり (43 I)	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定あり (43)	規定あり (84 (商法 406ノ3 準用))
	解散法人の残余財 産分配	①定款又は寄附行為で指定し た人に帰属 (72 I) ②理事は、主務官庁の許可を 得て当該法人の目的と類似 目的のために処分 (72 II) ③国庫に帰属 (72 III) (注) ・残余財産を社員に分配する ことは許されない (昭和 29 年 3 月 24 日付け法務省民事 局長回答) ・社団法人の残余財産を社員 に分配する旨の定款の規定 は、公益法人の性質上無効 (昭 和 17 年 9 月 12 日付け法務省 民事局長第四課長回答)	①定款で定めた者に帰属 (32 I) (定款で定め る者は、NPO 法人、 国・地方公共団体、公 益法人、学校法人、社 会福祉法人又は更生保 護法人に限定 (11 III)) ②清算人は、所轄庁の認 証を得て国又は地方公 共団体に譲渡可能 (32 II) ③国庫に帰属 (32 III)	同左	①残余財産の処分は 規則で定める (50 I) ②他の宗教団体又は 公益事業のために 財産を処分 (50 II) ③国庫に帰属 (50 III)	①寄附行為で定めた 者に帰属 (51 I) (寄 附行為で定め る者は、学校法人 その他教育の事業 を行う者に限定 (30 III)) ②国庫に帰属 (51 II)	①定款又は寄附行為 で定めた者に帰属 (56 I) ②清算人が総社員の 同意を経、都道府 県知事の認可を受け 処分 (社団) (56 II) ③清算人が都道府県 知事の認可を受け 他の医療事業を行 う者に帰属 (財団) (56 III) ④国庫に帰属 (56 IV) (特別医療法人は定 款等で定めた者 (国・ 地方公共団体・特別 医療法人) に帰属 (42 II ②、医療法施行規 則 30 の 35 II))	①定款で定めた者に 帰属 (32 I) (定 款で定める者は、 継続保護事業を営 む者又は一時保護 事業・連絡助成事 業を営む更生保護 法人に限定 (11 III)) ②清算人は、法務大 臣の認可を得て経 続保護事業を営む 者又は一時保護事 業・連絡助成事業 を営む更生保護法 人に譲渡可 (32 II) ③国庫に帰属 (32 III)	①定款で定めた者に 帰属 (47 I) (定 款で定める者は、 社会福祉法人その 他社会福祉事業を 行う者に限定 (31 III)) ②国庫に帰属 (47 II)
合併・組織変更に関 する規定	○合併の規定なし ○準利法人等への転換に関す る母法 (関係関係会議員事 合注)	合併の規定あり (33 ~ 39)	同左	合併の規定あり (32 ~ 42)	合併の規定あり (52 ~ 57)	合併の規定あり (57 ~ 62)	合併の規定あり (33 ~ 39)	合併の規定あり (48 ~ 54)	合併の規定あり (122 ~ 149)

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
外部監査	○各府省は、資産額 100 億円以上若しくは負債額 50 億円以上又は収支決算額 10 億円以上の法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。(関係関係会等幹事会等会法)	規定なし	○会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること(租特令 39 の 22 の 2 ③口)	規定なし	○私学助成を受けている場合は公認会計士の監査が必要(私学助成法 14 Ⅲ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
暴力団関連団体の排除	規定なし	○暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制下にある団体でないこと(12 ①③) ○暴力団の構成員等は、特定非営利活動法人の役員になることはできない(20 ⑤) ○暴力団等に関する所轄庁から警察への意見照会(43 の 2) ○警察から所轄庁への意見陳述(43 の 3)	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
管理費等の水準	○管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り二分の一以下とすること(指導監査基準) ○人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること(指導監査基準)	○管理費の総支出額に占める割合が、2 事業年度連続して三分の二以上である場合、報告徴収等の対象となり得る(適用方針)	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
内部留保の水準	○いわゆる「内部留保」は、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること(指導監査基準) ○内部留保水準は、法人の財務状況等によっても異なり、一律に定めることは困難であるが、一事業年度の事業費、管理費、固定資産取得費の合計額の 30% 程度以下であることが望ましい(公益法人の設立許可及び指導監査基準の適用方針。以下「適用方針」)	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
株式保有等制限	○公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかでない場合、財団において基本財産として寄付された場合に限り株式保有可能(指導監査基準)	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
パブリックサポートテスト(受入寄附金の割合)	規定なし	規定なし	○受入寄附金総額等が総収入金額等の 5 分の 1 以上(租特令 39 の 22 の 2 ①)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
取引記録等	規定なし	規定なし	○財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けて取引を記録し、当該帳簿書類を保存していること(青色申告法人と同等)(租特令 39 の 22 の 2 ③口)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
不適正な経理	規定なし	規定なし	○不適正な経理を行っていないこと(租特令 39 の 22 の 2 ③ハ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

類 型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	認定 NPO 法人	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人	有限責任中間法人
その他	助成金支給に係る書類の提出	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	海外送金等に係る書類の提出	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	不正行為等	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	設立後の経過期間	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	所轄庁の証明書	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
法 人 数	25,825法人 国：7,009法人 都道府県：18,987法人 (15.10.1現在)	19,963法人 内閣府：1,709法人 都道府県：18,254法人 (16.12.31現在)	29法人 (17.1.28現在)	183,394法人 文部科学省：1,021法人 都道府県：182,373法人 (15.12.31現在)	7,834法人 文部科学省：663法人 都道府県：7,171法人 *準学校法人を含む (16.4.1現在)	38,754法人 厚生労働省：585法人 都道府県：38,169法人 (16.3.31現在)	163法人 (17.2.1現在)	18,800法人 厚生労働省：165法人 都道府県：18,635法人 (16.3.31現在)	1,349法人 (16.12.31現在) 〔参考：無限責任中 間法人193法人〕